明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則（最高裁二）　一

〔告示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁六二）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一三七）　二
○図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する団体の指定の件（文化庁一七）　二
○高速自動車国道に関する件（国土交通五六二）　五
○運輸審議会件名表に登載された件（同五六三）　五
○核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部を改正する告示（同五六四）　五
○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画を認可した件（同五六五）　六
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛一一二）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一四六、一四七）　六
○道路に関する件（四国地方整備局六四～六六）　七

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
法務省　最高裁判所　七

〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
産業
日本産業規格（厚生労働省）　八
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八

〔公告〕　九
諸事項
官庁　九
財団、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、建設業の営業の停止命令関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他　三

最高裁規則

最高裁判所規則第二号

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年六月一日

最高裁判所

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

第一条　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「八千五十円」を「八千百円」に、「七千六百五十円」を「七千七百円」に改める。

（刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則の一部改正）

第二条　刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八千五十円」を「八千百円」に、「七千六百五十円」を「七千七百円」に改める。

（人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則の一部改正）

第三条　人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「七千六百五十円」を「七千七百円」に改める。

（司法委員規則の一部改正）

第四条　司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一万三百五十円」を「一万四百円」に改める。

（参与員規則の一部改正）

第五条　参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「一万三百五十円」を「一万四百円」に改める。

（鑑定委員規則の一部改正）

第六条　鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「六千六十円」を「六千八十円」に改める。

（執行官の手数料及び費用に関する規則の一部改正）

第七条　執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「五千四百円」を「五千四百二十円」に改める。

第四十条第一項中「七千六百五十円」を「七千七百円」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第八条　裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一万五十円」を「一万百円」に、「八千五十円」を「八千百円」に改める。

附　則

1　この規則は、令和五年七月一日から施行する。

2　この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　戸倉　三郎